

その他の金属製品製造業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	約4tの品物を荷台にのせて引っ張って移動している時、前輪のタイヤに左足親指付近に乗り上げ骨折した。	70	10 ～ 29
1	8～9	被災者は、生材置き場に、搬入された生材鋼板（2400×12.5m、t12、約2.8t）を、天井クレーンに吊ったリフティングマグネットを使用して、トレーラーから積み下ろす作業を行っていた。トレーラー荷台より鋼板を地切したのち、90度回転させて移動を試みたが、その際の回転力が強すぎて必要以上回転しそうになったので、思わず左手で押さえようとした時、回転が停止せず、そのまま添えた手とともに鋼板がトレーラーのアオリに激突し、左手第3、4指を受傷した。	58	1～ 9
2	9～10	当社第一工場にて、倉庫柱（9,217mm×588mm、1,800kg）の端梁を溶接中に、別の柱を吊り上げている天井クレーン（A）に、隣の天井クレーン（B）が移動してきた後に当該天井クレーン（A）に接触したため、つり下げられた柱が反動で揺れ、溶接中の倉庫柱と反動で揺れた柱に左手を挟まれ受傷した。	28	30 ～ 49
2	10～11	当社敷地内、屋外製品ヤードにて、材料の荷降ろし中、台木が足りなかった為、底板がたわみ、吊金具のチェーンが地面と材料の間に挟まった。それをクレーンで上げ引き出そうとして、チェーン吊り元側でクレーンを操作し、チェーンを引いたが、チェーンが外れた反動で自分にチェーンが直撃した。	57	10 ～ 29
2	10～11	当社工場内に於いて、作業員が溶接後の柱の溶接屑を取るためにフォークリフトで柱を回転したところ柱が資材置場のH鋼に当たり、高さ60cmの所からH鋼（100×100×9000：150kg）が落ちてきた。近くで作業をしていた当人の左足ふ	57	1～ 9

		くらはぎに当たりふくらはぎを裂傷し負傷した。		
2	14~15	当社貯鉱ヤードにて、スクラップのガス切断中に切断した鉄製スクラップ（幅90cm×長200cm）が倒れ、その下敷きになり、胸部を圧迫された。	53	10 ～ 29
3	11~12	当社加工場内で加工材料を移動中、吊り上げた材料が振られ足にあたり、その反動でふらつき後ろにあった機械に足をぶつけた。	50	1～ 9
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。	63	10 ～ 29
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。	29	10 ～ 29
3	16~17	ハンドルを使って鉄筋の曲げをしていたとき、鉄筋からハンドルが外れ、ハンドルが肋骨辺りに当たり負傷した。	74	1～ 9
3	17~18	被災者が工場第2カードガス加工場で玉掛け作業中、臨時使用した架台に仮置きした板を吊り上げる際、板に取り付けていた小物が架台に引っ掛かり、架台が右足の上に転倒し、右足甲部を骨折した。	39	10 ～ 29
4	10～ 11	第1工場棟外ヤードサブマージ用BH置場にて、BHをクレーンを使用して横持ち台車への積み込み作業中、2段ピラミッドにハイ積みされた下側のBHに乗り上側のBHセンターにクランプで玉掛けを行い、センターの確認をしたのち地切りを行った時に、後方で別の作業者が同形状のBHを溶接治具より取り出し、ピラミッド状にハイ積みしようとした。BHの前端部が前方で地切りをしたBHの後ろ端部に接触し旋回した時、後方端部に退避しようとしていた被災者の右足首が地切りしたBHのフランジと下BHのフランジに挟まれ右足首を負傷した。	26	100 ～ 299

5	19～ 20	機械工場内で、梱包作業をしている時に急いでいたため狭い所での作業となり、吊り下げクレーンが動いてしまい、クレーンに付いているマグネットに頭を打ち、創傷した。	49	10 ～ 29
5	3～4	ステンレス鋼板（厚2.0mm×幅1030mm）をスリットする為、ライン通板作業を行おうとしていた。取合せ作業の為、鋼板を前作業終了後、シャーでカットしてあった。被災者Aは、刃物前まで鋼板を送り込んでおこうとペンダントスイッチを操作し鋼板を進めた。入側シャーの出側100mmの所にある、支えロール（Φ100）下に鋼板先端が潜り込み操作を止めた。被災者は、鋼板先端下部にダンボールを当てれば、支えロール下に鋼板先端が入らないと考え、左手でダンボールを持ち、右手でペンダントスイッチを操作し、鋼板を進めようとしたが、ペンダントスイッチを操作した瞬間に鋼板先端が支えロール下部から外れ跳ね上がり、ダンボールを持っていた左手の平側薬指付け根に鋼板先端角が接触し切創した。原因は、鋼板先端が下反りで支えロール下に潜り込んだ際に支えロール前テーブルの片側（WS）のネジが外れ脱落していたためと考えられる。通板作業時は鋼板先端をリールまで戻し、上反りにしてから通板する手順が守られていなかった。	22	50 ～ 99
5	14～ 15	会社工場内で、1m50cm四方の金網ドア枠の仕上作業中、作業台の上にのったドア枠の反対面の仕上作業をするためにドア枠をひっくり返そうとしたところ、ドア枠が右脇腹に当たり、食い込んだ状態でドア枠を作業台に置いたところ、右肋骨を損傷した。	45	1～ 9
5	16～ 17	当社本社第2工場で、パイプに付着したアルミを剥離した後、パイプの両端から洗浄液が残っていないか確認していた。片方は指をパイプに入れて確認し、被災者は目視で確認していたところ、パイプから指を抜こうとした時に抜けにくかったため、力一杯に引っばってしまい、反動でパイプが被災者の左目に当たり負傷した。	37	1～ 9
6	11～ 12	工場内の在庫保管棚上段で（地上から約2m）、在庫の整理・片付けをクレーンを使用して行っていた。クレーンはレール等もある為、壁際に設置している棚の真上まで角パイプを移動させることは出来ない為、チェンブロックを使い、角パイプを棚まで引き込むよう移動させようとした際、角パイプの両端にセットしたチェンブロックの片体が外れ、振り子のように棚の上段にいた被災者に直撃し、	47	10 ～ 29

		工場内の柱と角パイプに背中と胸部を挟むように圧迫された。		
6	8～9	会社工場内で北側通路を歩いて移動中、身体を捻って振り向いた際、同方向からバックで警笛音を鳴らしながら進行して来たフォークリフトに気付かず、開いた左足先を安全靴の上から踏まれた。咄嗟に左足を引き抜くことを考え、力任せにフォークリフトを突き倒すように押したはずみで、コンクリート床面に叩きつけられ、右足を負傷した。	72	30 ～ 49
6	11～ 12	ヤードにて、H鋼の加工の為に吊り具で吊って移動させようとしていた際に吊り具が外れ、吊っていたH鋼が自分の方に転んで右足に当たり、右足親指・人差指・小指を骨折する怪我を負った。	41	1～ 9
6	8～9	鉄筋配筋工事中に、本人が座り込もうとした時に、下に置いてあった鉄筋を踏みつけてしまい、上に向いた鉄筋が、陰嚢部に刺さった事故である。	43	10 ～ 29
6	8～9	鉄筋配筋工事中に、本人が座り込もうとした時に、下に置いてあった鉄筋を踏みつけてしまい、上に向いた鉄筋が、陰嚢部に刺さった事故である。	43	10 ～ 29
6	11～ 12	パイプに穴を空ける作業中、貫通直前にパイプがドリルと一緒に回って、右膝に当たり負傷した。	40	1～ 9
6	16～ 17	工場内1Fにてクレーン作業中、原板（長さ2,500×巾300×厚80、600kg）をばん木の上に下そうとした時に、原板が傾いて膝の上部を打撲した。スリングで吊っていても据付け時には吊荷が傾くことがあると、充分確認した上で作業を行わなかったために起こった事故である。	32	1～ 9
7	14～15	工場内でパイプの溶接・切断作業中に、工場内を走行していたフォークリフトがパイプに接触したためパイプがずれてすねに当たり負傷したものである。	44	50 ～ 99
		加工工場において、フェイスングマシンによる角型鋼管（コラム）の面取り加工中の災害で、機械稼働中に被災者がフェイスングマシン傍らにて床（コンクリート敷き）の掃き掃除をしていたところ、面取り加工が終了した角型鋼管（700×700、		50

7	16~17	厚さ36mm長さ1200mm重さ840kg) がフェイシングマシンのローラー上を自動送 材され戻って来たことに被災者が気が付かなかったため、掃き掃除をしていた被災 者の左顔面に当たり、角型鋼管を受ける作業台を設置していなかったため荷が傾く 際に負傷したものである。被災者は、安全靴及び安全帽着用である。	47	～ 99
7	14~15	仕事の段取り作業中、厚板母材を天井クレーンからのフックに掛けられるよう、母 材を割る際に、フックが外れ、右肩鎖骨部に外れたフックが当たり打撲した。	35	50 ～ 99
7	13~14	工場内で鉄骨の片付け作業中、門型クレーンで鉄骨 (300mm×150mm×10m、500kg) を吊り上げて動かしたが、鉄骨の端がガー ターに引っかかり、安定を失って手前にずれ落ちてきたため、鉄骨のフランジが、 後向きになった本人の両足下腿部に当たり、負傷した。	41	1～ 9
7	15~16	鉄筋加工中に、材料ふりまわしている際頭部にあたって切った。	48	1～ 9
7	11～ 12	工場内でスケーラー作業中、H鋼製品を移動していたところ、製品を積み重ねてい たときに吊り上げていた製品が振れ、近くのH鋼製品との隙間に左小指を挟み負傷 した。	18	50 ～ 99
7	16～ 17	材料（ブリキ板）の梱包を解くため、巻いていた帯鉄を切断する際に、弾けた帯鉄 で誤って右手親指を負傷した。	25	30 ～ 49
7	10～ 11	工場にて、鋼材を荷台に上げるため荷台に上り、クレーンを使用して鋼材を置く作 業をしている最中、鋼材が振り子のように少し揺れ、その際に鋼材の頭が左足に当 たり骨折した。	68	1～ 9
9	9～ 10	一人で本社工場において、鋼製煙突の仮組作業をしていた。作業中電話があつた ので作業を一時中断し対応した。そうこうしているうちに、うっかりして倒れど めをするのを忘れたまま、鉄板を吊っていた天井クレーンのクランプを外した。 そのため、鉄板がそばにいた本人に倒れかかり転倒し、床にあった鋼材に前頭部を 打って負傷した。	37	10 ～ 29

9	11～12	工場で足場板（原板）を切断台にセットするために、床上操作式クレーンで移動中に、ハッカー（吊りフック）の不安定なかかり具合により、原板が不安定になり右足にぶつかった。吊り上げ時のフックのかかり具合の確認ミスによる事故である。	53	10～29
9	15～16	工場で定盤（6m×25m）を吊り上げる作業をしている時に、1点吊をしてクランプが定盤に引っかかっている事に気づかずにクレーン（2.8トン）を上げてしまったため、引っかかっていたクランプが外れてクランプが顎に当たってしまった。	41	10～29
9	8～9	社内現場にて、曲がっている品物をひろげる為にハンマーでたたいていたら品物が指に飛んできて当たって折れた、固定できなかったなので、その場で置いて仕事をした。	28	1～9
9	15～16	工場内で作業中、立ててある平板の奥の板を取ろうとした時に、重みで指がはさまり、はさまった指の上に持ち上げた鉄板が落ちてきて、左手甲を切った。	36	1～9
9	8～9	工場で材料（鉄板）が手に当たり左手甲が傷ついた、その後、材料を持った時にパンと音がして痛くなった。	32	—
9	11～12	工場内で、鋼板の切断加工中にクレーンを使って鋼板（厚さ6mm×1524mm×3048mm）をプラズマ切断機に乗せる際、下敷きになっていたリン木を外そうとしたときに、鋼板が約50cmの高さから落ち、左手人差し指を負傷した。	38	10～29
9	16～17	自社工場において、厘木の上に置かれたH形鋼にヘコミを見つけたので、そのヘコミを修正しようと右手に持っていたスパナで、そのヘコミを引っ張り上げようとしたところ、スパナがそのヘコミから外れ、その外れた勢いで右手に持っていたスパナが右目に直撃した。	24	10～29
10	16～17	当社加工センターにおいて積載型クレーンの荷台の上で、クレーンを使用して鉄箱（w850×w1200mm×H800mm、重量約500kg）を荷台に載せるためユニック操作を行っていた際に、鉄箱が横に振れた（操作ミスによるものとも思われる。）ことにより荷台に置いてあった鉄筋材と鉄箱に足が挟まれ被災した。	53	30～49
	9～	工場内で横になっている材料（H型鋼H400×200サイズサイズ長さ約3m）を起こ		1～

10	10	す作業中に、天井クレーンの位置を確認せずクレーン操作し、上げてしまい吊り上げた時に、本人腹部に材料が当たってしまった。	22	9
10	10～11	会社工場内において、円柱型タンク（直径1,010mm 高さ1,000mm重さ約40kg）のフランジに製造番号を刻印するため、刻印パンチ（縦12mm横12mm長さ78mm）を鉄ハンマーを叩いていた処、左手に持っていた刻印パンチがずれ、誤って鉄ハンマーで左手母指末節部を叩いて負傷した。	21	1～9
10	10～11	第1工場A棟において、ビルトエイチ部材（以下BH）を溶接形鋼組立装置（以下組立機）にて組立作業中、BH用フランジ材（平板W350×t18×L9000）をローラーコンベア上に送材し、ストッパー治具（以下治具）を左手で支えフランジ端部を治具に合わせようとした時、クレーンにて組立機に送材してきたBTがフランジに接触。その弾みでフランジ材が手前に動き、治具を支えていた左手第三指が治具とフランジ材に挟まれ被災した。	23	50～99
11	9～10	同僚が運転するリフトがバック走行していた際に、パレットに接触しその衝撃でパレットが動き、作業中の被災者に当たり左膝を負傷したものである。	39	100～299
11	10～11	工場内にて、いつも通りの作業中、U字型のパイプ（15kg位）が2本重ねて立て掛けてあり、その内の1本を取り、持って行こうとした時、もう1本に躓き転倒した。その足の上に製品（もう1本のパイプ）が倒れてきて、右足の脛に当たり、負傷した。	44	10～29
11	15～16	1F板金場でプレスブレーキの金型を交換する際、金型を右方向に移動させて取り出すため、左手で力を入れて押したが、右手を中間板の間に入れていたため、金型右端が、右手薬指に強く当たり、負傷した。通常作業では、金型下部を両手で支えて外すようにしていたが、無意識的に手を中間板の間に入れていた。金型交換時の注意事項を機械前面に表示していた。作業者は右手薬指の切傷、骨折と診断された。	48	50～99
11	14～15	工場内において高所作業中にて品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	45	1～9

11	14～ 15	工場内において高所作業中に品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	35	1～ 9
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	38	30 ～ 49
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	45	30 ～ 49
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	28	30 ～ 49
11	13～ 14	歪取りの作業中、T字型に組んだ鋼材3.3m（約90kg）をクレーンにて、バタ角の上に置こうとしたところ、固定がしっかりしていなかった為、バタ角がずれてしまい、床に直接落下し、その間に右手中指、薬指の先端を挟んでしまった。	59	10 ～ 29
12	11～12	工場敷地内にあるプレス製品ヤード内で、製品置場の為、従業員がフォークリフトを運転して作業している時、フォークリフトの進行方向に当社被災従業員が立っていた、又は歩行していたところ、フォークリフトの右フロントタイヤと右足が接触し、右ひざ下あたりがタイヤの下敷きとなり負傷した。	60	30 ～ 49
12	8～9	被災者は普段、NCを使って鉄板を切断する作業に従事している。被災時には鉄板の片づけを行っており、鉄板を運搬中に何かに当たってしまい、立て掛けていた鉄板が崩れて下敷きになった。	29	10 ～ 29
12	13～14	自社工場内で、天井クレーンを使用して鉄骨を積み上げているとき、体のバランスを崩してしまったため操作を誤り、鉄骨が荷崩を起こしてしまった。その際、崩れ落ちてきた鋼材で足を負傷した。	45	1～ 9
12	9～10	工場での年末の整理・清掃の際、軽トラに積んであったロープで束ねた金物（約1m80cm、重量35kg）を降ろすため、吊りベルトをしゃがんで掛けていた。体を起	76	1～ 9

こしたとき、ユニックのフックが少し振れていて、本人の左側頭部を打撲した。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html